第明治三二十種五郵年三月物三十一認可日

△

○

もの　0.01789

AB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

AC_{14} ＝ 0.028

AC_{15} ＝ 0.010

AC_{16} ＝ 0.005

AC_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.020
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AC_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AC_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042

AC_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02134
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02981

AD_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 14 年度から平

○

もの　0.01792

AB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成 13 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

AC_{13} ＝ 0.045

AC_{14} ＝ 0.023

AC_{15} ＝ 0.010

AC_{16} ＝ 0.005

AC_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.020
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AC_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042

AC_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042

AC_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02139
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02987

AD_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 13 年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AE_{13} ＝ 0.014

AF_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 14 年度から平